

みんなでささえる 国保会計



～ よくあるお問い合わせについて ～

皆さんから寄せられるさまざまなお問い合わせの中でも特に多い質問で、「保険証」についてお答えします。

■ほかの健康保険に加入したのですが、国保は自動的に喪失しますか？

新しく入れた健康保険から、保険を変更した連絡は国保係には来ません。本人の届出がなければ国保は喪失されずにそのまま継続され、国保税もかかったままになります。

ほかの保険になってから国保の保険証で医療機関を受診すると、かかった医療費を全額国保に返していただくこととなりますのでご注意ください。

ほかの健康保険に加入した場合は、国保の保険証と新しい職場の健康保険証、マイナンバーがわかるものをお持ちのうえ、14日以内に本庁または佐賀支所の担当窓口へ届け出てください。

■切り替え時期になっても保険証が届かないのですが、どうしてですか？

国保は毎年4月1日に保険証が切り替わるので、4月からの受診に間に合うように3月下旬には新しい保険証を発送しています。

以下の理由で保険証が届かない場合がありますので、ご確認ください。

- ・ 役場の住民票の住所と郵便局に登録している住所が違っている。
- ・ 今住んでいる所は、住民票の住所ではない。
- ・ 75歳以上の方で、後期高齢者医療の被保険者である。

(後期高齢者医療の保険証の切り替え時期は8月1日で、毎年7月下旬に発送)

また、保険証は宛先が記入されている23cm×10cmの長方形の台紙から切り離して使用する形になっていますので、保険証と思わず処分したという事例もあります。

※令和4年度は令和5年7月31日までが有効期限です。

令和5年度からの保険証と70～74歳の方に交付される高齢受給者証の一体化に向けて準備を進めているため、令和4年度の保険証の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年7月31日となっています。

～ 国保税の口座振替について ～

口座振替制度とは、国保税などをお届けいただいた口座から振替するものです。納付のたびに金融機関の窓口などに出向く必要がなくなり、便利で確実な納付方法です。

口座振替の手続きは、黒潮町および四万十市内のJA高知、郵便局、各銀行、高知県信漁連などの窓口にて口座振替依頼書を備え付けてありますので、上記の窓口で申し込みをしてください。

■お申し込みに必要なもの

- ・ 預金通帳
 - ・ 通帳のお届け印
 - ・ 納税通知書など納税義務者のわかるもの
- ※この他にも不明な点などがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

～ 新型コロナウイルス感染症による傷病手当金について ～

令和2年1月1日から令和4年6月30日までとなっていた適用期間が、令和4年9月30日までに延長となりました。

- お問い合わせ 本庁 住民課 国保係 ☎43-2800
- 佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3112
- 口座振替についてのお問い合わせ 本庁 住民課 収納係 ☎43-2816

令和4年度国民健康保険税より子ども(未就学児)にかかる均等割額が軽減されます

子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、国民健康保険に加入している子ども(未就学児)の均等割の一部を軽減します。

【軽減の対象者】

国民健康保険に加入する未就学児(6歳に達する日以後最初の3月31日以前である被保険者)令和4年度分については、平成28年4月2日以降に生まれた方となります。

【軽減の内容】

国民健康保険に加入する未就学児の均等割額を5割軽減します。

低所得者に対する軽減が適用される世帯に属する未就学児の均等割額については、当該軽減後の均等割額をさらに5割軽減することとなります。例えば、均等割額の7割が軽減される世帯については、残りの3割について、5割を軽減することになります(合計では、8.5割の軽減となります)。なお、未就学児の軽減を受けるための申請は不要です。

令和4年度未就学児の均等割額

低所得者に対する軽減割合※	低所得者に対する軽減適用後の均等割額	未就学児の均等割額 (未就学児軽減適用後の額) (左欄額よりさらに5割軽減)
7割軽減	8,520円	4,260円
5割軽減	14,200円	7,100円
2割軽減	22,720円	11,360円
軽減なし	28,400円	14,200円

※低所得者に対する軽減割合は、世帯の国保加入者数と加入者の所得金額による基準に基づき決定します。国保加入者の方で、所得未申告の方がいる場合は軽減がされませんので、申告が必要です(軽減を受けるための申請は不要です)。

国民健康保険税の減免について(令和4年度分)

新型コロナウイルス感染症の影響により、①または②に該当する方は減免の対象となります。

①主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方 → 保険税の全額免除

②主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、下記要件の全てに該当する世帯の方

→ 保険税の一部を免除

- ・ 事業・不動産・山林・給与のいずれかの種類ごとの令和4年中の収入が前年に比べ10分の3以上減少する見込みであること
- ・ 主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
- ・ 主たる生計維持者の収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

～詳細や申請書のダウンロード～(収入のわかる書類なども必要です)

黒潮町公式ホームページ(<https://www.town.kuroshio.lg.jp/>)

○国民健康保険税のお問い合わせ 本庁 住民課 住民税係 ☎43-2816
佐賀支所 地域住民課 総合窓口第1係 ☎55-3113